

旧社保庁職員の解雇撤回の政治決断を求めます

2013年 月 日

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

2009年末の社会保険庁の廃止にともなって525人もの職員が分限免職（整理解雇）されてから3年半となります。

解雇された全厚生労働組合の39人の組合員が処分取消を求めて人事院審理をたたかってきましたが、人事院は3月29日付で4人に対する判定を下しました。判定では、厚生労働省が相当数の新規採用を行っていること、他府省の受入が9人とどまっていること、残務処理の113人の暫定定員を活用しなかったこと、回避努力のとりくみ開始時期が遅かったことなどを指摘し、社会保険庁と厚生労働省の解雇回避努力の不十分さを認定しました。そして、大阪の大島琢己さんについては厚生労働省への転任手続きの瑕疵を認めて処分取消を命じ、大島さんは5月1日付で厚生労働省近畿厚生局に職場復帰しました。

一方、秋田の3人については、公務部門での受入枠の拡大は限定的として厚生労働省への転任面接の評価結果などから不当にも処分を承認しましたが、社会保険庁や厚生労働省による解雇回避努力の不十分さに違いはありません。

人事院が指摘するように、解雇回避努力が不十分なまま行われた分限免職は裁量権の濫用であり、政府と厚生労働省は、今回の判定結果を踏まえて525人すべての分限免職処分を撤回すべきです。私たちは、多くの旧社保庁職員が路頭に放りだされて相当の年月が経過しているもとの、政府と厚生労働省がすべての社保庁職員に対する分限免職を撤回する政治決断を求めます。

あわせて、年金記録問題の早期解決をはじめ日本年金機構の業務体制を確立するためにも、「懲戒処分歴のある職員は年金機構に採用しない」との閣議決定を撤回し、本人希望にもとづいて経験ある職員を年金業務に活かすよう要請します。

氏名	住所

全国労働組合総連合（全労連）

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4全労連会館4F
TEL(03)5842-5611 FAX(03)5842-5620

全労連ホームページ <http://www.zenroren.gr.jp/>

日本国家公務員労働組合連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14西新橋エクセルアネックス3F
TEL 03-3502-6363 メールmail@kokko.or.jp

国公労連  で検索

整理解雇4要件満たさない社保庁職員の首切り

厚生労働省の

不当解雇は許されぬ

雇用の安定と労働者の権利を守る厚労省による社保庁職員525人の解雇は、①人員整理の高度な必要性 ②解雇の回避努力 ③人選基準は客観的・合理的か ④労働組合や当事者への説明責任など、整理解雇の4要件を何ひとつ満たしていません。こんな乱暴な公務員の解雇が許されれば、民間でも解雇自由となってしまいます。社保庁職員の不当解雇撤回は、すべての労働者の雇用と権利を守るたたかいです。



すべての労働者の雇用と権利を守れ

解雇の必要性なく
平等取扱の原則に反する

年金業務を継承した日本年金機構は、1000人もの新規採用を行い、300人超える欠員を抱え、記録整備で人員は大幅に不足しており、解雇の必要性はありません。農水省の2千人超の余剰人員は政府の「雇用調整本部」で省庁間配転したのに、社保庁職員の配転はわずか9人。政府自らが平等取扱原則を踏みにじった乱暴な解雇です。

解雇回避の努力は
尽くされていない

年金機構に採用されない職員は、政府として解雇回避努力を閣議決定しました。しかし、厚労省への配転は1284人で、他省庁への配転はわずか9人。厚労省は翌年に260人を超える新規採用を行い、年金機構でも324人の正規職員の欠員補充をしていません。政府も他省庁に配転しないなど、解雇回避努力を尽くしたとはとても言えません。

育児休業や病欠休職の
職員も解雇

解雇された525人は、全員がまじめに年金業務にとりくんできました。中には、育児休業やメンタル不全で休職中の職員も含まれています。社保庁職員の夫婦がともに解雇された例もあります。誰を解雇にするのかにあたって、勤務成績や勤続年数などの事実に基づく、公正な判断が行われたとはとても言えません。



全労連・国公労連

連絡先

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
TEL03-5842-5611 FAX03-5842-5620
<http://www.zenroren.gr.jp>

2011.9